

「京都市行政評価条例（仮称）」について

1 現状

京都市では、政策推進、市政改革、財政健全化を一体的に運営する行財政運営システム「新京都市都市経営戦略」を策定し、経営感覚とスピード感ある市政を推進しています。このシステムを運用するためには、常に政策が継続的に改善できる仕組みが必要であり、これまでに7つの評価制度を構築するなど行政評価の構築・充実に先駆的に取り組んできた。

これらの評価制度を更に充実させ、「新京都市都市経営戦略」を強力かつ確実なものにすると同時に、市民参加による市政を推進するため、全国のモデルとなる先進的な「京都市行政評価条例（仮称）」を制定し、要綱等で運用してきたこれまでの各評価を条例に基づく恒久的・継続的な取組としていく。

現在、5月市会での制定を目指して検討を進めており、平成19年1月4日の市長年頭記者会見においては、条例制定についての公表を行った。

2 条例の目的

- ① 評価の目的をはじめ、評価の手法や、評価結果の活用方法等、総合的・体系的な評価の仕組みを恒久的・継続的に確立
- ② 「効果的かつ効率的な京都市政」の実現
- ③ 「市民への説明責任と市民の視点に立った市政運営」の実現

3 対象となる評価制度

政策評価、事務事業評価、公共事業評価、交通事業事務事業評価、上下水道事業経営評価、学校評価、外郭団体経営評価

（本市における各評価制度の導入経緯）

制度名	所属	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(19)
政策評価	総合企画局						○	●	→		
事務事業評価	総務局			○	→		●	→	→		
公共事業評価 （新規採択時）	建設局					○	→	●	→		
（再評価）		●	→						→		
（事後評価）										○	(●)
交通事業事務事業評価	交通局							○	●	→	
上下水道事業経営評価	上下水道局						○	→	●	→	
学校評価システム	教育委員会				○		●	→	→		
外郭団体経営評価システム	総務局			●	→					→	

○試行実施 ●本格実施 (●)本格実施予定

4 本市における検討経過

- | | | |
|----------|---|-------------------|
| 10月 | 経営戦略チーム会議 | 開催（第1回） |
| 11月 | 政策評価制度評議会，事務事業評価委員会及び公共事業再評価委員会それぞれの代表者による会議を開催して意見聴取 | 経営戦略チーム会議 開催（第2回） |
| 12月 | 政策推進調整会議での審議 | |
| 平成19年 1月 | 市長年頭記者会見での広報発表 | |

5 条例制定の主要な意義と特徴

（1）総合的・体系的な評価の仕組みの構築

- ① 7つの評価制度を網羅する仕組み **【全国で最も幅広い条例】**
全国初となる学校評価を含む7つもの評価制度を条例に規定する。
- ② 恒久的・継続的な取組
各評価を条例上の制度に位置付け，恒久的・継続的な取組とする。
- ③ 総合的・体系的な仕組み
条例により，共通の目的，基本原則等の総合的・体系的な仕組みを定め，各評価制度の更なる進化を図る。

（2）効果的・効率的な評価手法とその活用

- ① 「合理的な評価手法の原則」
評価の客観性の確保，厳格な実施を基本原則として規定する。
- ② 「評価結果の積極的な活用の原則」
評価結果を予算編成，企画立案，人事管理，組織管理等に積極活用することを規定する。
- ③ 「評価手法の継続的な創意工夫の原則」 **【全国初】**
評価手法の充実に間断なく取り組み，創意工夫していくことを規定する。
- ④ 外郭団体の経営の評価 **【全国初】**
京都市の主体的な指導，外郭団体の評価への協力，経営改善の努力を規定する。

（3）市民参加による評価の実現

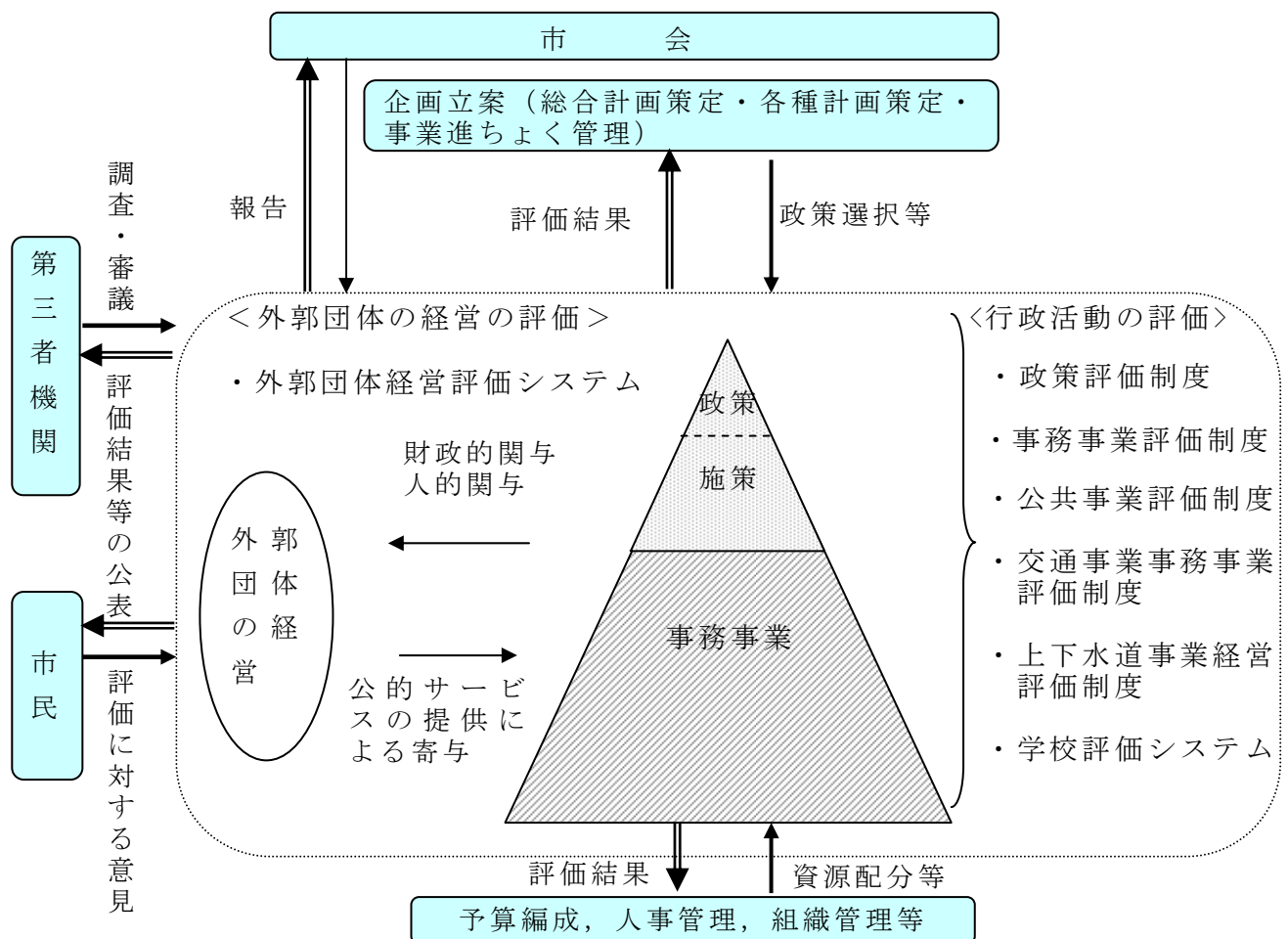
- ① 評価結果の公表
行政評価へのより積極的な市民意識の反映のため，評価結果を市会や市民の皆様へ公表することを規定する。
- ② 市民意見申出制度の創設 **【全国で最もきめ細やかな市民意見申出制度】**
評価の方法や結果に対する市民の皆様の意見・提案を募集して，誠実に対処し，対処結果を公表する「市民意見申出制度」を創設する。

6 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| 平成19年3月上旬～4月上旬 | パブリックコメントの実施 |
| 5月 | 5月市会に条例提案 |

(参考)

○ 条例により構築する行政評価等の仕組み（イメージ図）



○ 他団体における行政評価条例の制定状況

都道府県（４都道府県）	北海道（平成１４年４月制定）
	岩手県（平成１６年１月制定）
	宮城県（平成１４年４月制定）
	秋田県（平成１４年４月制定）
政令指定都市	神戸市（平成１６年４月制定）
その他	志木市（平成１７年４月制定） （埼玉県）
	新発田市（平成１７年５月制定） （新潟県）
	高根沢町（平成１４年１２月制定） （栃木県）

* すでに４都道府県，１政令指定都市，２市，１町，**合計８自治体**で制定済み